

滑川町太陽光発電事業における自然環境調査実施基準

1 目的

本町が宣言している人権尊重と緑の保全の町は、住民生活に豊かな恵みをもたらす緑の保全を全町民の目標とし、明るく住みよい滑川町を実現することを表明しています。また、日本農業遺産「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」を守り、絶滅危惧種の淡水魚「ミヤコタナゴ」の野生復帰を目指しています。

このため、山林および里山を開発して太陽光発電設備の設置を予定している場合は、事業着手前に事業者が山林に生息する動植物を調査し、開発に伴う影響範囲を確認するとともに、可能な限りの保全と環境配慮を進めていくため自然環境調査を実施するものです。

2 定義

自然環境調査	植物及び動物（陸生植物、陸生動物及び水生生物）並びに生態系の状況を把握するために行う調査。
環境配慮	自然環境調査の結果を勘案し、立地の妥当性を検討し、必要に応じ環境保全措置を講じること。
対象事業	山林（地目又は現況）を開発し、10kw 以上の太陽光発電設備を設置する事業。
希 少 種	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）で規定する国内希少野生動植物種、埼玉県希少種野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年条例第11号）で指定する動植物種、環境省版レッドリスト及び埼玉県レッドデータブックに掲載されている動植物。

3 対象となる規模

太陽光発電事業を計画する事業区域の面積が 0.1 ヘクタール（1,000 平方メートル）以上で、事業区域の中に山林（地目又は現況）が含まれている場合は、自然環境調査の対象となります。

なお、事業区域の一部が山林で、その山林を残置森林とする場合は、調査を省略することができます。

4 調査を実施する者

自然環境調査は、専門的な知見を持つ者が事業者に代わり実施します。

なお、専門的な知見を持つ者とは、環境アセスメント、環境調査を取り扱う建設コンサルタント業を営む者で、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 滑川町又は埼玉県の入札参加資格がある者
- (2) 過去5年以内に環境影響評価（動植物調査）に係る業務実績を有する者

5 自然環境調査の内容について

(1) 調査内容

事業区域内の山林（地目又は現況）内の植物及び動物について、次の調査の内、対象地の環境に即した必要な調査を実施してください。

対象地の概要	現地調査、資料収集、聞き取り調査
植物	群落、植物相、大径木、景観
動物	対象地内の動物（哺乳類、鳥類、昆虫類等）

(2) 調査方法

(1)の内容を把握するため、周辺関係者からの聞き取り調査に加え、対象地の環境特性にもっとも適合した調査方法を選択の上、必要な調査を実施してください。この際の調査方法の例示は次のとおりです。

対象	調査方法	調査方法の概要
植物	フロラ調査	調査対象地域を踏査し、生育している植物種を記録することにより、植物の種構成（フロラ）を明らかにする方法
	コドラート調査	区画（コドラート）を設定し、その中の植物について各階層別（高木層、低木層、草本層など）に平均的な高さや優占種、植被率などを測定する方法
哺乳類	目撃法	調査対象地域を詳細に踏査し、実個体の目視確認をする方法
	フィールドサイン調査	足跡、爪跡、糞、餌の食べ残しなど生物が生息している証拠を調査する方法
	トラップ調査	主に齧歯（げっし）類を捕獲する場合に用いる方法で、サツマイモの小片やピーナッツなどを餌として罠を仕掛ける方法

	繁殖可能性調査	哺乳類の営巣地を確認した際に、無人撮影などによって繁殖状況を把握する方法
	自動撮影調査	カメラと連動する赤外線センサーを設置し、夜行性の哺乳類を撮影する方法
	バッドディテクター調査	超音波を人の耳で聴こえる可聴音に変換する装置でコウモリ類を調査する方法
鳥類	ラインセンサス調査	あらかじめ決められたルートに沿って動植物の出現種数等を調査する方法
	定点観察	定点に留まって周辺に出現する鳥類の種類と個体数を確認する方法
	行動圏調査	調査対象地域を眺望できる見通しの良い場所を調査地点として、複数の地点に調査員を配置し、出現する猛禽類を追跡する方法
	繁殖可能性調査	猛禽類の営巣地を確認した際に、無人撮影などによって繁殖状況を把握する方法
爬虫類	直接観察	調査対象地域を詳細に踏査して各種の成体、卵、幼生を確認する方法
	採取調査	調査対象地域を可能な限り詳細に踏査して爬虫類を見つけ、捕獲することで種類と個体数を確認する方法
両生類	直接観察	調査対象地域を可能な限り詳細に踏査して各種の成体、卵、幼生を確認する方法
	採取調査	調査対象地域を可能な限り詳細に踏査して両生類を見つけ、捕獲することで種類と個体数を確認する方法
昆虫類	スウィーピング	草むらなどで捕虫網を振って採取する方法
	ビーティング	木の枝や葉などを棒で叩き、落ちた昆虫類をネットで受け取って採集する方法
	ベイトトラップ	昆虫類を餌により誘引して採集する方法
	ライトトラップ	夜間、灯火に飛来する性質を持つ昆虫類を対象として、蛍光灯やブラックライト（紫外線灯）で誘引する方法
	直接観察	調査対象地域を可能な限り詳細に踏査して各種の成体、卵、幼生を確認する方法

(3) 調査時期

春季、夏季又は秋季のうちの1時期に調査を実施することを原則とします。

ただし、地域住民等からの聞き取りによる希少種の情報がある場合で、自然環境調査の中で、その存在が確認できなかった場合は、その希少種の開花時期等に合わせて、再度、調査を実施してください。

(4) 現地調査の範囲

事業区域内の山林（地目及び現況）及び事業区域周辺の間接的な影響が及ぶと想定される範囲

※ 具体的な調査範囲は、専門的な知見を持つ者の助言を受けて検討します。

(5) 自然環境保全計画書の作成

調査結果を次の項目に整理し、事業計画への対応をはじめ希少動植物の保全対策、植栽計画、緑地の管理計画等を策定し、調査結果と併せて自然環境調査保全計画書にまとめてください。

(ア) 希少種の抽出と確認位置の整理

環境省版レッドリストや埼玉県レッドデータブック等と照合の上、重要種を抽出し図面上に整理する。

(イ) 植生の概況

地形図に環境省が発行する植生図を重ね、調査範囲の植生概況を把握する。

(ウ) 生態系注目種の選定・整理

生態系の上位性、典型性、特殊性の代表する種を選定する。

(エ) 影響予測

工事の実施又は工作物の設置に伴う各段階における希少種と生態系注目種についての影響予測とその影響要因を整理する。

(オ) 環境保全措置の計画策定

事業区域の変更等による回避措置、重要な植物の移植や移動性の低い動物の移植、沈砂池の設置や暗渠排水の工法等による下流側への濁水流入防止、防音シート利用や低騒音型重機の導入など騒音振動防止策を検討し、環境保全のための計画を策定する。

なお、自然環境調査で事業区域内に希少種が存在する場合は、埼玉県及び本町（環境課）と、希少種の保全措置について協議し、その内容を計画に反映させるものとする。

(6) 代替措置について

(5)の自然環境保全計画書の内容を踏まえ、動植物の良好な生息地又は生育地の適正な配慮を行ってください。特に、希少動植物の生息地及び生育地については、改変範囲の最小化や、生息地及び生育地の創出、移植等の代替措置を講じてください。

(7) 太陽光発電設備の設置に当たっての配慮

太陽光発電設備の設置に当たっては、対象地及びその周囲の動植物の生息又は生育を阻害しないよう、次のとおり設備の配置、構造、色彩等について配慮を行ってください。

(ア) 配置

日照や降雨時の外部環境が、動植物の生息又は生育に適するよう設備を配置すること。

(イ) 構造

調整池又は水路を設置する場合は、壁面を登坂可能な緩傾斜にするなど動植物の良好な生息地又は生育地となりうる構造にすることを原則とします。なお、地形上、やむを得ず直壁型の調整池を設置する場合は、施設内への動物の落下を防止するための防護柵等を設置すること。

(ウ) 色彩等

鳥類の工作物等への衝突を防ぐため、外壁、材質及び塗装類等について配慮すること。

(エ) その他

工事に伴う濁水が流出する場合は、動植物に被害が生じない程度に浄化する沈砂池等を設置すること。また、堆砂は定期的に除去すること。

6 自然環境保全計画書の提出

自然環境保全計画書は、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例第10条に規定する事前協議の添付書類として町に提出してください。

なお、事業者は、事前協議の後に開催する周辺関係者を対象とする説明会で自然環境保全計画書の内容について説明するものとします。

7 その他

- (1) 自然環境保全計画書の内容については、希少種の位置を除き、情報公開の対象となります。
- (2) 調査内容や自然環境調査保全計画書の内容についての意見や質問は、事業者が責任を持って回答してください。また、必要に応じて再調査を実施してください。
- (3) イヌワシ・クマタカ・オオタカの保護については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課）、「埼玉県オオタカ等保護指針」（平成 11 年 3 月 埼玉県環境生活部）及び「埼玉県オオタカ等保護指針・クマタカ編」（平成 12 年 3 月 埼玉県環境生活部）を参照してください。
- (4) 自然環境調査の結果、希少種が発見され、移植等の代替措置を実施した場合は、埼玉県から一定期間のモニタリング等の実施が求められる場合があります。